

【ご注意ください！！】

事業復興型雇用確保助成金（住宅支援費）を受給する事業主は、労働者を雇い入れて事業復興型雇用確保助成金（住宅支援費）の支給を受けた場合、岩手労働局などの以下の助成金（注）の支給を受けることはできませんのでご注意ください。

助成金の併給調整についての詳細は、岩手労働局（019-606-3285 助成金相談コーナー）等にお問い合わせください。

また、県と沿岸市町村が共同で水産加工事業者へ補助を行う「地域基幹産業人材確保支援事業」の「家賃補助事業」についても、同じ労働者が対象の場合、支給を受けることができません。「地域基幹産業人材確保支援事業」の詳細については、事業所が所在する沿岸市町村にお問い合わせください。

注）以下は例示です。以下に列記したもの以外でも、国又は県の補助金や融資などで雇入れに係る費用を助成対象とするものについては、事業復興型雇用確保助成金（住宅支援費）との併給を受けることはできませんので、ご注意ください。

- 産業雇用安定助成金
- 地域雇用開発助成金
- 地域雇用開発コース
- 人材確保等支援助成金
- 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）
- 建設労働者確保育成助成金
- 作業員宿舎等設置助成コース（経過措置）
- 障害者雇用安定助成金
- 中小企業障害者多数雇用施設設置等コース（経過措置）、重度障害者等通勤対策助成金